

## 第17回山口県本人確認情報保護審議会議事録

### 1 日時

令和7年1月22日（水）10：00から11：00まで

### 2 場所

総合企画部1号会議室

### 3 出席者

（委員）岩崎委員、杉井委員、砥上委員、綿部委員  
（事務局）市町課長外3名

### 4 議事

- 会長の選任等について
- 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について〔審議事項〕
- 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について〔報告事項〕

### 5 配布資料

- 資料1 審議会の概要
- 資料2 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について
- 資料3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

### <議事詳細>

#### ○市町課長

市町課長の片山です。委員の皆様には、本日はお忙しいところ本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、県政の推進に格別の御理解と御高配を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

昨今、デジタル技術を活用し、様々な変革が起こっておりますが、一方で、本日の議題にも関わります個人情報については、法令により厳格な管理が義務付けられているところであり、各システムにおいてその利便性の追求と、セキュリティの確保という相反する2つの面のバランスを保ちながら運用を図っていくことが求められているところです。

本日は、条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について御審議をお願いするものでございますが、委員の皆様におかれましては、どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

#### ○事務局

本日は、令和6年8月の委員改選後初めての審議会ですので、会長の互選等を行っていただいた後、条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について御審議いただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

早速ですが、委員の交代等もありましたので、まずは、各委員の自己紹介をお願いします。

～委員自己紹介～

**○事務局**

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って議事に入らせていただきます。

まず、「(1)会長の選任等について」ですが、このことにつきましては「山口県本人確認情報保護審議会条例」第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。

どなたか御推薦される方がいらっしゃいましたらお願いします。

岩崎委員いかがでしょうか。

**○岩崎委員**

砥上委員を会長に推薦します。

**○事務局**

ただいま、会長を砥上委員さんという発言がございました。よろしいでしょうか。

(異議なし)

**○事務局**

それでは、委員の皆様の賛同を得ましたので、砥上委員さんに会長をお願いいたします。

砥上会長さん会長席の方へどうぞお移りください。

(会長席へ移動)

それでは、会長さんから、一言御挨拶をお願いします。

**○砥上会長**

会長に任命されました砥上です。

議事進行について、御協力いただきますようお願いいたします。

**○事務局**

ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては、砥上会長さんをお願いいたします。

砥上会長さん、よろしくをお願いいたします。

**○砥上会長**

まず、本人確認情報保護審議会条例第4条第3項の規定により、会長職務代理者の指定を行います。

会長職務代理者は、杉井委員さんをお願いしたいと思いますが、杉井さん、よろし

いでしょうか。

**○杉井委員**

了解いたしました。

**○砥上会長**

それでは杉井委員さんを会長職務代理者に指定します。

さて、本日は、事務局から議事について説明を受け、その後、委員の皆さんの御質問・御意見をいただくこととしたいと思いますが、本審議会は、山口県情報公開条例第23条の規定により、原則として公開することとなっており、個人情報や法令上秘密にすべき事項を審議する場合は、議事の内容により非公開とすることができます。

本日は、そのような事項を審議する予定はないと聞いていますが、事務局、いかがでしょうか。

**○事務局**

特に個人情報や法令上秘密にすべき内容はないと考えております。

**○砥上会長**

それでは公開で審議を進めたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

**○砥上会長**

それでは、本日の議事全般について事務局から説明をお願いします。

**○事務局**

本日の審議会における議事について、御説明いたします。

お手元にあります資料1の「1 審議会の概要等」「(2)審議事項」を御覧ください。

当審議会の審議事項としては、そこに記載しております①と②の2点ございます。

このうち、今回、皆様に審議していただくのは、②の本人確認情報保護に関する事項について、に該当いたしますが、内容としましては、資料2のとおり「条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」でございます。詳細については後程説明いたします。

また、審議事項ではございませんが、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等についても御報告をさせていただきたいと考えております。

**○砥上会長**

それでは、審議事項である「条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」事務局から説明をお願いします。

**○事務局**

それでは、資料2に基づき、御説明いたします。

なお、本審議事項は知事からの諮問に対し、審議会から答申をいただくという形になっておりますので、知事名での諮問書を皆様の机の上においております。

それでは説明いたします。

まず、最初に「条例による本人確認情報の独自利用」について簡単に説明をさせていただきます。

住民基本台帳法第30条の15第1項では、都道府県知事は、住基法の別表第5に掲げる事務を遂行するときのほか、「条例で定める事務を遂行するとき」には本人確認情報を利用することができるかとされております。

つまり、県が独自に条例に規定した事務については、住所や生存の確認等を行うに当たり、紙の住民票に替え、住基ネットを利用した確認ができるということを規定しております。

本日はこの条例で定める事務について新たな事務を加えることを御審議いただきたいと思っております。

まず、1(1) 追加事務の調査・検討について を御覧ください。

本人確認情報の効果的な利用という観点から、現在の条例追加対象事務は、

- ① 住民に対し、住民票の写しの添付を求めている事務
- ② 市町に対し、住民票の写しの公用請求をしている事務
- ③ 住民に対し、戸籍謄本の添付を求めている事務

となっております。

つづきまして、(2)が、今回の検討対象事務についてです。

住基ネットの更なる利用を図るため、住基ネットを利用できる事務について、平成22年度から毎年全庁的に調査を実施しており、今年度も8月に実施しました。表が取りまとめたものになります。2ページ(3)を御覧ください、調査の結果、新たに3事務が今年度の追加候補として挙げられております。

今回抽出された3事務について概要と住基ネットを利用する必要性について御説明します。

まず、「ア 特定盛土等規制区域における工事の届出・許可申請に係る事実の確認の事務」について説明します。当事務は、令和7年4月より始まります。特定盛土等規制区域内で工事を行う際、事前に届出、又は許可申請が必要となり、申請者の生年月日及び住所の確認を行う事務で、住民票の写しの添付を求めます。住基ネットを利用することにより住民票の写しの添付の省略が可能となり、県民の利便性向上が期待されます。

次に、「イ 土地の取得又は使用に伴う土地の権利者の氏名、住所等の確認の事務」について説明します。公共事業のために土地を取得、又は使用する際、登記簿にて土地所有者の氏名と住所を確認し、所有者の住所変更がないか市町へ公用請求を行っているところです。住基ネットを利用することにより、公用請求を行わずに住所を調べることが可能となり、行政事務の効率化が期待されます。

最後に、「ウ 宅地造成等工事規制区域内での工事に対する許可申請に係る事実確認の事務」ですが、「ア 特定盛土等規制区域における工事の届出・許可申請に係る事実の確認の事務」と同じ内容のため省略させていただきます。

続きまして、これらの事務について、負担軽減効果及びセキュリティについて検討しております。住基ネット端末機を利用所属に新たに設置することについては、コスト削減の観点から予定していません。今回の事務の中で、県庁内の課が使用する事務については、市町課に設置している端末機を共同利用し、出先機関が使用する事務については、同一庁舎内の端末機を共同利用することとし、新たな設備費は発生させないこととします。セキュリティにつきましては、利用する職員に対し研修を実施することで、関係諸規定の周知を行い、セキュリティ対策を徹底することとしております。

以上から、「3 対応方向」に示しているとおり、これらの3事務について独自利用対象事務として追加することとしたいと考えております。

「項番4 今後の予定」ですが、本審議会において、御了解をいただけましたら、条例改正案を直近の議会に提案したいと考えております。なお、条例の施行日は令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上です。御審議をお願いいたします。

#### ○砥上会長

ただ今、事務局より説明がありましたことについて、委員の皆さん、御質問・御意見がありましたら、御発言をお願いします。

(質問・意見なし)

#### ○砥上会長

御質問・御意見がないようですので、事務を追加するという点では異論がないと思われまますので、諮問のあった事項については、適当である旨、答申してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### ○砥上会長

なお、答申書の作成については私に一任していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### ○砥上会長

続きまして「3 報告事項」に入ります。「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について」事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、報告事項について、お手元の資料3に基づき御説明いたします。

ここでは、住基ネットの稼働開始から今日に至るまでの経緯、住基ネットの稼働状況、住基ネットのセキュリティ対策等を説明いたします。

それでは、「1 これまでの住基ネットについて」を御覧ください。

ここでは、住基ネットの始まりから現在に至るまでをかいつまんで説明します。それでは、表を御覧ください。住基ネットは、平成11年度の「住民基本台帳法」の改正により導入が決定し、平成14年度から稼働が始まりました。以降、段階的に制度変更が行われ、平成25年度には外国人住民を住基ネットの対象として追加、平成27年度には、住基ネットで個人番号を検索可能、令和元年度には、「戸籍附票システム」が住基ネットに追加されるなどの変更が行われてきたところです。

続きまして、「2 本県の稼働状況」を御覧ください。

住基ネットが正常に機能しない原因として、機器の故障、不正なアクセスの2つが考えられますが、ここでは、これらの側面に関して、説明を行います。

(1) 機器の故障等ですが、平成14年の住基ネット稼働以降、今日現在まで県内では大きなトラブル等発生しておりません。また、全国的にも本人確認情報の漏洩などの重大な事故は発生しておらず、安定した運用状況にあります。

(2) 不正なアクセス等ですが、地方公共団体情報システム機構、県が監視業務を委託している監視センターにおいて、住基ネットへの不正アクセス事件の発生は確認されておりません。

次に、「3 住基ネット機器の更改」について御説明いたします。

(1) 機器更改の必要性に関してです。黒色の四角で記載のとおり、機器にハードウェアの保守期限が、OS・業務アプリケーションにソフトウェア保守期限があるためとございますが、住基ネットはサーバ等のハードウェアとOSや業務アプリケーションソフトなどのソフトウェアにより構成されております。保守期限が切れた製品については、故障時の修理等ができなくなります。住基ネットの安定稼働のためには、定期的な機器の更改が不可欠となります。

続いて、(2) 機器更改の周期を御覧ください。地方公共団体情報システム機構がネットワーク関連機器の保守期限等を勘案し、標準更改期間を6年としており、本県はこれに基づき、更改しているところです。今年度、本県では、機器更改はありませんでした。

続いて、「4 本人確認情報の利用状況」に参ります。

ここでは、国や本県などでどのくらい住基ネットが利用されているかなどを説明します。

(1) 国の機関等及び地方公共団体の利用状況ですが、令和4年度、国の機関等では約14億1056万件、都道府県や市町村などの地方公共団体では約5,890万件の利用がありました。

(2) 本県の利用状況ですが、表の左端に記載されている「別表3（県外情報検索）」「別表5（県内情報検索）」「別表6（知事部局以外による検索）」の3つは、住民基本台帳法に基づき、住基ネットでの検索が可能な事務に該当します。一方、県条例とあるものは、住基ネットを利用できる事務として山口県が独自に定めたものになります。利用件数については、令和5年度は別表5で55,219件、県条例で12,970件の利用がありました。

つぎに、(3) 全国の条例制定状況についてです。令和5年4月1日時点で沖縄県を除く46都道府県で条例を制定しております。本県では、「貸付金に係る債権管理事

務」など計52事務について、住基ネットを利用できる事務として条例で定めています。

続いて、「5 セキュリティ対策」に参ります。

ここでは、現在、実施しているセキュリティ対策を5つの面から説明します。

(1) 要綱等の整備状況についてです。セキュリティ対策の1つとして要綱等の整備があげられます。県・各市町とも、住基ネット運用の根幹となる管理要綱の制定や、システム障害や不正アクセスなど緊急事案に対応するための緊急時対応計画を整備しています。

(2) セキュリティチェックリストによる自己点検についてです。責任体制の明確化やその周知などセキュリティ対策状況について、総務省が作成したチェックリストにより、毎年、全団体が自己点検を実施しています。対策が不十分である場合、その対策に自らが取り組むことで、安全な運用が維持されているところです。

(3) 監査法人によるセキュリティ監査についてです。これは、総務省と地方公共団体情報システム機構が監査法人に市町のセキュリティ対策状況に関する監査を依頼して実施するものです。各市町が、外部からの専門的視点からの助言に基づき、セキュリティの強化を図ることを目的にしています。また、(2)で御説明しました「自己点検」で十分な対策が取れていると認識している場合でも、改善を要する項目が見受けられるなど、外部からのチェックは「慣れ」によるセキュリティ対策の甘さを是正するものとして、市町からも評価をされているところです。今年度は表に記載している5市2町がこの監査を受検しました。この監査を通じて、改善を要する項目が新たに発見された市町もあり、これらの団体では、現在、その対策に取り組んでいるところです。

(4) 研修会の開催についてです。表を御覧ください。毎年、複数の研修が実施されており、総務省及び地方公共団体情報システム機構が、県住基ネット担当及び市町住基ネット担当を対象に住基ネットの概要や、基本的なセキュリティ対策、先に述べました自己点検チェックリストの説明についての研修を行っております。また、当課においては、庁内向けの研修を実施しています。住基ネットを利用する県職員を対象に住基ネットの概要、住基ネットで特定の個人を調べる際の検索方法、過去の法令違反事例などを通じて留意事項及び禁止事項などの研修を実施しています。システムの運用におきましては、各団体の職員のセキュリティに対する意識や知識が大切であると考えておりますので、引き続き研修を行っていきたくと考えております。

続いて、(5) 緊急時対応訓練の実施を御覧ください。県及び市町において、様々なセキュリティ対策を取ってはいますが、システム障害や不正アクセスが生じる可能性がゼロではございません。迅速に緊急事案へ対処するため、緊急時対応訓練を県職員向け、市町職員向けに実施しています。県主催の訓練では、業務端末に障害が発生した場合における連絡体制の確認及び対処方法の検証のため、本庁で住基ネットの業務端末機を設置している全所属及び出先の全利用所属を対象に、8月に訓練を行いました。地方公共団体情報システム機構主催の訓練では、都道府県住基ネット担当者及び県内18市町住基ネット担当者を対象に、システムにウイルス疑義、ウイルスが侵入した可能性があるとの想定で緊急連絡先の確認及び対処方法の検証を行いました。どちらの訓練においても結果は概ね良好であり、今後も定期的に訓練を行うことで、連絡体制と早期対応策の確認を図り、住基ネットの情報セキュリティをより強固にして参りたいと考えております。

以上がセキュリティ対策に関する説明となります。

以降は、参考として、マイナンバーカードの交付状況やマイナンバーカードを利用した各種証明書交付サービスの現状を参考までに記載しております。

住基ネットの運用状況等に関する報告は以上です。

## ○砥上会長

ただ今、事務局から説明がありましたことについて、委員の皆さん、御質問・御意見がありましたら、御発言をお願いします。

## ○杉井委員

事務局からの説明により、セキュリティ対策がしっかり取られていることが分かりました。

セキュリティは、可用性、完全性、機密性の3つの側面から担保することが求められており、よく機密性が注目される。

機密性とはアクセスできる人だけがアクセスできるようにするもの、完全性とはデータの改ざんがないようにすることであり、よく注目されるのはこれら2つですが、可用性とはシステムを利用することが必要なときに必ず利用できるようにしなければならないという性質になります。

セキュリティ対策の5（5）に記載された対策が取られていることは非常に良いことだと思います。

一方で、6年周期というのが気になっており、これについては政府が決めていることなのかもしれませんが、6年周期となるとポツポツ壊れるものが出てきます。

最近では4年周期で機器の更新をやることもあり、5年目になるとだいぶ壊れつつあるのではないかとこの点が気になったところです。

可用性を担保するためには、常に動かしておくということが必要であって、壊れた場合にどのように対処されているのかが気になったので、もし説明ができれば説明をお願いします。

## ○事務局

壊れた、調子が悪いといった話はパソコンでしか聞いたことがなく、パソコンについては、委託業者で予備機を保有しているので、住基ネットの利用機関においてパソコンの調子が悪いといったことがあれば、点検や予備機との交換を行うようにしています。

その他の機器については、壊れたといった類いの話は聞いたことはありません。

## ○杉井委員

わかりました。ありがとうございます。

すみません、もう1点、（5）の県主催の訓練について、メール等による連絡というのが記載されていますが、ネットワーク自体がダウンしてしまうといった時にメールでの連絡が出来なくなります。

案外気が付きにくいのですが、緊急時の連絡体制としてネットワークが落ちているのに何故かネットワークを使うという処理が入っていることがある。

なので、ネットワーク自体が動かなくなったという想定、この時代的にそのような



事態はあまり生じないのかもしれませんが、この点についても考えておく必要がある。この資料には書いていないだけで、例えば、電話での連絡などが入っているのかなと思いますが、そこを伺いたいと思います。

#### ○事務局

住基ネットはクローズ系のネットワークのため、通常業務で使用するネットワークとは別系統となります。

住基ネットが落ちたときに、通常業務で使用するネットワークでやり取りをしており、2つのネットワークが落ちることは想定しづらいため、メールでのやり取りとじていますが、メール対応が難しい場合は電話にて対応しています。

#### ○杉井委員

ありがとうございます。

ネットワークが違うというのは分かるのですが、物理的なケーブルは論理的に分けられているが、ケーブルとしては同一のケーブルを使用している。

例えば、工事中の事故でケーブルが切断されてしまったとなると、2つのネットワークが同時に落ちるという可能性もあります。

今回、緊急時は電話でも対応すると伺えて安心しました。

ありがとうございます。

#### ○砥上会長

他の委員の方は御意見ございませんか。

(意見なし)

それでは、これをもちまして本日の審議及び報告事項を終了いたします。皆様の御協力に感謝します。どうもありがとうございました。

#### ○事務局

それでは閉会に当たり片山より御挨拶申し上げます。

#### ○市町課長

委員の皆様方には、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

条例による本人確認情報の独自利用事務の追加については、本日の御審議において、適当であるとの御意見をいただきましたので、それに基づきまして、手続きを進めさせていただきたいと思います。

本日いただきました御意見を踏まえ、「住基ネット」に対する県民の皆様への信頼がさらに高まるよう努めますとともに、更なる利便性の向上に努めてまいります。

委員の皆様方には、今後とも、県政に対しましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、長時間にわたる御審議ありがとうございました。

#### ○事務局

以上を持ちまして、山口県本人確認情報保護審議会を終わります。  
委員のみなさま、ありがとうございました。